保険No.2023-11 2 0 2 4 年 2 月

インフォメーション

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和6年1月31日付、保医発0131第6号」により、 下記の検査項目に検査実施料が新設されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

新 規 収 載 項 目

- ●RAS遺伝子検査
- ●BRAF遺伝子検査
- ●HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)
- ●HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの)
- ●マイクロサテライト不安定性検査
- ●ELFスコア
- ●S2.3PSA%
- ●アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム

保険収載内容の一部変更項目

●がんゲノムプロファイリング検査

2024年2月1日(木)より適用

※詳細につきましては、裏面以降の内容をご参照ください。



保健科学研究所 保健科学東日本 保健科学西日本

〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106

TEL. 045-333-1661 〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673

TEL. 048-543-4000

〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328

TEL. 075-933-6060

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
RAS遺伝子	2,500 点	遺染 子体点 100点	「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 の「1」の「イ」 の(1)	(7) RAS遺伝子検査 ア「6」のRAS遺伝子検査は、大腸癌又は肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査イ. 処理が容易なもの(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。 イ本検査は、医学的な理由があって以下のいずれかに該当する場合に限り、算定できる。 (イ) 大腸癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち大腸癌におけるRAS遺伝子検査又は区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(2)」その他のもののうち大腸癌におけるK-ras遺伝子検査を行うことが困難な場合。なお、いずれかの検査と本検査を、それぞれ大腸癌に対する抗悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち肺癌におけるKRAS(G12C)遺伝子検査で「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち肺癌におけるKras遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品ののうち肺癌におけるK中as遺伝子検査を実施することが困難な場合。なお、いずれがの検査と本検査を、それぞれ肺癌に対する抗悪性腫瘍遺伝子を項目同時検査の(3)に掲げる肺癌関連遺伝子多項目同時検査(7項目)を行うことが困難な場合。なお、当該検査を実施した場合には、本検査は算定できない。 (ハ) 肺癌の組織を検体として、区分番号「D006-24」肺癌関連遺伝子多項目同時検査(7項目)を行うことが困難な場合。なお、当該検査を表体をとして、区分番号「D006-24」所癌関連遺伝子多項目同時検査での3)に掲げる肺癌関連遺伝子多項目同時検査である抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合には、本検査は算定できない。 ウ本検査の実施に当たっては、(7)のイに該当する医学的な理由を診療験及び診療報酬明細書の摘要は関連を検査として、大腸癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合に、区分番号「D006-22」RAS遺伝子検査(血漿)は併せて算定できない。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
BRAF 遺伝子検査	2,500 点	遺伝子 関連 全 100 点	点 数区分 「D004-2」 悪性腫瘍 の「1」の「イ」 の(1)	(8) BRAF遺伝子検査 ア「7」のBRAF遺伝子検査は、大腸癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。イ本検査は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。ウ本検査の実施に当たっては、大腸癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
HER2遺伝子検査 (大腸癌に係る もの)	2,500 点			(9) HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの) ア「8」のHER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの) は、大腸癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍 剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。
HER2遺伝子検査 (肺癌に係る もの)	5,000 点		「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査 の「1」の「ロ」	(10) HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの) ア「9」のHER2遺伝子検査(肺癌に係るもの)は、 肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 ロ. 処理が複雑なもの」の所定点数を準用して算定する。 イ 肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施する場合については、本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「ロ」処理が複雑なもののうち、肺癌におけるHER2遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。 ウ 肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施する場合については、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
マイクロサテライト不安定性検査	2,500 点	遺伝子体 子体 点 道	「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査 の「1」の「イ」 の(1)	(11) マイクロサテライト不安定性検査は、 ア「10」のマイクロサテライト不安定性検査は、 固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査イ. 処理が容易なもの(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。イ本検査は、医学的な理由により、固形癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。ウ卵巣癌、乳癌、膵癌又は前立腺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、本検査と区分番号「D006-18」BRCA1/2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものを併せて行った場合には、いずれか主たるもののみ算定する。エ本検査の実施に当たっては、固形癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
_	_		「D006-27」 悪性腫瘍遺伝子 検査 (血液・血漿)	(12) 区分番号「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査 (血液・血漿)の「1」のROS1融合遺伝子検査、「2」のALK融合遺伝子検査、「6」RAS遺伝子検査、「7」BRAF遺伝子検査、「8」HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)、「10」マイクロサテライト不安定性検査又は区分番号「D006-12」EGFR遺伝子検査(血漿)のうちいずれか2項目若しくは3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点若しくは6,000点又は8,000点を算定する。 (13) 区分番号「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査、「4」のNTRK融合遺伝子検査又は「9」HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの)のうちいずれか2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ8,000点又は12,000点を算定する。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
ELF スコア	194 点	生化学的 検査(I) 144 点	「D007」 血液化学検査 の「48」	(56) ELFスコア ア ELFスコアは、化学発光免疫測定法により、 慢性肝疾患患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の繊維化進展の診断補助又は経過観察を目的に組織メタロプロテアーゼ阻害物質1(TIMP-1)、プロコラーゲンーⅢーペプチド(P-Ⅱ-P)及びヒアルロン酸を測定し、ELFスコアを算出した場合に、半年に1回に限り本区分「48」のオートタキシンを準用して算定する。 イ 本区分「37」のプロコラーゲンーⅢーペプチド(P-Ⅲ-P)及び本区分「43」のヒアルロン酸の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。 ウ 本検査と、本区分「36」のIV型コラーゲン、本区分「40」のIV型コラーゲン・7S、本区分「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体、本区分「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体、本区分「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体、本区分「48」のオートタキシン又は本区分「55」のサイトケラチン18フラグメント(CK-18F)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
S2,3PSA%	248 点 (124 点 ×2 回分)	生化学的 検査(II) 144 点	「D009」 腫瘍マーカー の「9」	(26) S2,3PSA% ア S2,3PSA%は、前立腺癌であることが強く疑われる者であって、前立腺特異抗原(PSA)の結果が 4.0 ng/mL 以上10.0 ng/mL 以下である者に対して、LBA法(定量)により、S2,3PSA%を測定した場合に限り区分番号「D009」腫瘍マーカー「9」前立腺特異抗原(PSA)の2回分を準用して算定する。 イ 本検査は、前立腺癌の診断に当たって実施した場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。ウ S2,3PSA%と、「9」前立腺特異抗原(PSA)、「16」遊離型PSA比(PSA F/T比)又は「27」プロステートヘルスインデックス(phi)を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。 エ 診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原(PSA)の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
アポリポ蛋白 A2 (APOA2) アイソフォーム	335 (99 十 118 2 回分)	生検 (144 点的)	「D009」 腫瘍マーカー の「2」 および「7」	(27) アポリポ蛋白 A2(APOA2) アイソフォーム ア アポリポ蛋白 A2(APOA2) アイソフォームは、以下の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者に対して、膵癌の診断の補助を目的として、血液を検体として ELISA 法により測定した場合に、本区分の「2」癌胎児性抗原(CEA)の所定点数と、「7」DUPAN-2の所定点数2回分を合算した点数を準用して、膵癌の診断の確定までの間に原則として1回を限度として算定できる。本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針を遵守するとともに、膵癌を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (イ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌の高度リスクに該当する者。なお、本検査を実施する患者が3月以内にCA19-9検査を行われており、CA19-9の値が37.0 U/mL 以上である場合には、本検査は算定できない。 (ロ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌の中等度リスクに該当する者であって、癌胎児性抗原(CEA)検査の結果が陰性であり、CA19-9値が37.0 U/mL 以上かつ 100 U/mL 以下の者。 (ハ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌のリスク因子が3項目以上該当する者であって、癌胎児性抗原(CEA)及び CA19-9 検査の結果が陰性である者。 イアポリポ蛋白 A2(APOA2)アイソフォームと、「2」の癌胎児性抗原(CEA)及び CA19-9 検査の結果が陰性である者。 イアポリポ蛋白 A2(APOA2)アイソフォームと、「12」の癌胎児性抗原(CEA)及び CA19-9 検査の結果が陰性である者。 イアポリポ蛋白 A2(APOA2)アイソフォームと、「12」の癌胎児性抗原(CEA)及び CA19-9 検査の結果が陰性である者。

保険収載内容の一部変更項目

▼太字下線部分が追加されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
がんゲノムプロ ファイリング 検査	44,000点	遺伝子関連・ 染色体点 100点	「D006-19」 がんゲノムプロファイリン 検査	(6)「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞スの変異等を検出するがんゲノムプロファイリスが検査に用いる医療機器等として薬事がを開まる次世代語記証を得ているたくで変異性代シーケンシング療法の選択を目的とした検査を実施した際イルののでは認証を得ている包括のエキスパートパネルでの検いで、次に掲げるがのエキスパートパネルでの検いで、次に掲げるがのエキスパートパネルでのを表をとして薬者に説明することにより、アルー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー